

秩父市空き家等の適正管理及び有効活用に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、秩父市空き家等の適正管理及び有効活用に関する条例（平成25年秩父市条例第14号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(実態調査)

第2条 条例第5条の規定による実態調査は、空き家等実態調査票（様式第1号）により行うものとする。

- 2 前項の実態調査を行う職員は、身分証明書（様式第2号）を携帯し、空き家等の所有者等又は隣人その他当該空き家等が管理不全な状態であることにより被害を受けるおそれのある者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(助言又は指導)

第3条 条例第6条の規定による助言は、原則として口頭により行うものとする。

- 2 条例第6条の規定による指導は、空き家等の適正管理に関する指導書（様式第3号）により行うものとする。

(勧告)

第4条 条例第7条の規定による勧告は、空き家等の適正管理に関する勧告書（様式第4号）により行うものとする。

(命令)

第5条 条例第8条の規定による命令は、空き家等の適正管理に関する命令書（様式第5号）により行うものとする。

(公表)

第6条 市長は、条例第9条第1項の規定による公表を行うときは、事前に空き家等に係る情報の公表通知書（様式第6号）により当該公表に係る所有者等に通知するものとする。

- 2 条例第9条第2項の規定による意見を述べる機会の供与は、前項の通知書に示された期日までに、空き家等に係る情報の公表に対する意見書（様式第7号）を提出させることにより行うものとする。
- 3 第1項の公表は、市報ちちぶ及び市ホームページへの掲載その他市長が必要と認める方法により行うものとする。
- 4 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該公表を猶予するものとする。

(1) 公表に係る所有者等が貧困により生活のため公私の扶助を受けていて、当該

空き家等を適正に管理することが困難と認められる場合

- (2) 公表に係る空き家等の正当な所有者等の特定が困難な場合
- (3) 公表に係る所有者等が、条例第8条に規定する期限後6か月以内に当該空き家等の適正な管理のために必要な措置を講ずることを書面で誓約した場合
- (4) その他市長が公表を猶予する特別の理由があると認める場合
(立入調査時の身分証明書)

第7条 条例第10条第2項に規定する身分を証明する書類は、第2条第2項の身分証明書とする。

(支援)

第8条 条例第12条の規定による支援は、次に掲げるものとする。

- (1) 空き家等の適正な管理に必要な情報の提供
- (2) 空き家等の適正な管理のための相談窓口の設置
- (3) その他市長が必要と認める支援

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年7月1日から施行する。

空き家等実態調査票

空き家等の所在地	調査日
	年 月 日

調査1 近隣住民への影響の判定

調査項目	状 態	判 定
工作物の倒壊又は建築材等の飛散・剥落により人の生命・身体又は財産に被害を与える危険性	工作物（塀、煙突等）の倒壊の危険性	有・無
	軒及び屋根の損傷による台風時等の飛散の危険性	有・無
	外壁等の剥離による剥落の危険性	有・無
不特定者の侵入による犯罪、火災等の誘発の危険性	玄関等の未施錠による危険性	有・無
	1階部分の扉、窓ガラス等の破損による危険性	有・無
	建物付近の建築資材、枝木等の放置による危険性	有・無
	灯油ポリタンク等の可燃物放置による危険性	有・無
動植物、害虫等の繁殖により周囲の生活環境に害を及ぼす危険性	動物（イヌ、ネコ、ハクビシン等）がすみつき、危害を与える危険性	有・無
	雑草の繁茂により病害虫（ダニ、ノミ、ムカデ等）が発生する危険性	有・無
	害虫（ハチ、チャドクガ等）の発生による健康被害を起こす危険性	有・無
	朽ちた立木の倒木の危険性	有・無

調査2 建物の判定（外観目視による）

評定区分	評定項目	評定内容	評点	最高評点
1 構造一般の程度	①基礎	イ 構造耐力上主要な部分である基礎が玉石であるもの	10	45
		ロ 構造耐力上主要な部分である基礎がないもの	20	
	②外壁	外壁の構造が粗悪なもの	25	
2 構造の腐朽又は破損の程度	③基礎、土台、柱又ははり	イ 柱が傾斜しているもの、土台又は柱が腐朽し、又は破損しているもの等小修理を要するもの	25	100
		ロ 基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾斜が著しいもの、はりが腐朽し、又は破損しているもの、土台又は柱の数ヶ所に腐朽又は破損があるもの等大修理を要するもの	50	
		ハ 基礎、土台、柱又ははりの腐朽、破損又は変形が著しく崩壊の危険のあるもの	100	
	④外壁	イ 外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、下地の露出しているもの	15	
		ロ 外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、著しく下地の露出しているもの又は壁体を貫通する穴を生じているもの	25	
	⑤屋根	イ 屋根ぶき材料の一部に剥落又はずれがあり、雨漏りのあるもの	15	
		ロ 屋根ぶき材料に著しい剥落があるもの、軒の裏板、垂木等が腐朽したもの又は軒の垂れ下がったもの	25	
	ハ 屋根が著しく変形したもの	50		

3	防火上又は避難上の構造の程度	⑥外壁	イ 延焼のおそれのある外壁があるもの	10	30
			ロ 延焼のおそれのある外壁の壁面数が3以上あるもの	20	
		⑦屋根	屋根が可燃性材料でふかれているもの	10	
4	排水設備	⑧雨水	雨どいがないもの	10	10

備考 一の評定項目につき該当評定内容が2又は3ある場合においては、当該評定項目についての評点は、該当評定内容に応ずる各評点のうち最も高い評点とする。

判定結果

調査1の「有」の数	調査2の評点の合計
個	点

備考 調査1の「有」の数が2個以上であるもの又は調査2の評点の合計が100点以上であるものを「管理不全な状態である」とし、調査1の「有」の数が1個であるもの又は調査2の評定区分1及び2の合計が50点以上であるものを「管理不全な状態になるおそれがある」とする。

- よって、空き家等が、管理不全な状態であると判断する。
空き家等が、管理不全な状態になるおそれがあると判断する。
空き家等が、管理不全な状態ではないと判断する。

様式第2号（第2条、第7条関係）

(表)

身 分 証 明 書				
写 真 貼 付 欄	次の者は、空き家等の実態調査及び立入調査に従事する職員であることを証する。			
	所 属			
	職 名			
	氏 名			
年	生年月日	年	月	日
日	交付			
秩父市長		印		

90mm

55mm

(裏)

注意

- 1 この証明書は、空き家等の調査のために他人の土地に立ち入る場合は、必ず携帯しなければならない。
- 2 この証明書は、関係人の請求があったときは、速やかに提示しなければならない。
- 3 この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

—
年 月 日

様

秩父市長

印

空き家等の適正管理に関する指導書

あなたが（所有・管理）している空き家等について調査したところ、管理不全な状態（である・になるおそれがある）と認められるため、秩父市空き家等の適正管理及び有効活用に関する条例第6条の規定により、下記の措置を講ずるよう指導します。

なお、措置に着手したとき及び措置が完了したときは、下記担当へご連絡ください。既に措置が完了している場合は、ご容赦ください。

記

1 空き家等の所在地及び概要

2 措置内容

3 措置期限 年 月 日

4 添付資料

5 担 当

様式第4号（第4条関係）

—
年 月 日

様

秩父市長

印

空き家等の適正管理に関する勧告書

あなたが（所有・管理）している空き家等について、 年 月 日付
け — で指導しましたが、期限までに管理不全な状態の改善が行われていな
いと認められるため、秩父市空き家等の適正管理及び有効活用に関する条例第7条
の規定により、下記の措置を講ずるよう勧告します。

なお、措置に着手したとき及び措置が完了したときは、下記担当へご連絡くださ
い。既に措置が完了している場合は、ご容赦ください。

記

1 空き家等の所在地及び概要

2 措置内容

3 措置期限 年 月 日

4 担 当

様

秩父市長

印

空き家等の適正管理に関する命令書

あなたが（所有・管理）している空き家等について、 年 月 日付
け ー で勧告しましたが、期限までに管理不全な状態の改善が行われていな
いと認められるため、秩父市空き家等の適正管理及び有効活用に関する条例第8条
の規定により、下記の措置を講ずるよう命じます。

なお、措置に着手したとき及び措置が完了したときは、下記担当へご連絡くださ
い。既に措置が完了している場合は、ご容赦ください。

記

- 1 空き家等の所在地及び概要
- 2 措置内容
- 3 措置期限 年 月 日
- 4 担 当

教 示

- 1 異議申立てについて
この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日
から起算して60日以内に、秩父市長に対して異議申立てをすることができます。
ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であ
っても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、異議申立てを
することができなくなります。
- 2 取消訴訟について
この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の異議申立
てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日
から起算して6か月以内に、秩父市を被告として提起しなければなりません。こ
の場合、当該訴訟において秩父市を代表する者は、秩父市長です。
ただし、この処分があったことを知った日（1の異議申立てをした場合は、当
該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6か月
以内であっても、この処分の日（1の異議申立てをした場合は、当該異議申立
てに対する決定の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消し
の訴えを提起することができなくなります。

—
年 月 日

様

秩父市長

印

空き家等に係る情報の公表通知書

あなたが（所有・管理）している空き家等について、年 月 日付
け — で命令しましたが、期限までに管理不全な状態の改善が行われていな
いと認められるため、秩父市空き家等の適正管理及び有効活用に関する条例第9条
第1項の規定により、下記のとおり空き家等に係る情報を公表しますので通知しま
す。

なお、この公表に対して意見がある場合は、年 月 日までに空き
家等に係る情報の公表に対する意見書を提出してください。

記

1 公表内容

2 公表期間

年 月 日から当該空き家等の管理不全な状態が改善されるまで

3 公表方法

4 担 当

様式第7号（第6条関係）

年 月 日

秩父市長 様

住 所

氏 名

印

電話番号

空き家等に係る情報の公表に対する意見書

年 月 日付け ー で通知のあった空き家等に係る情報の公表に対し、次のとおり意見を述べます。

空き家等の所在地	
意 見	